

仙南地域広域景観計画

令和2年12月
令和7年5月改定
令和8年4月改定

宮 城 県

6	高倉川農村集落地区	58
(1)	景観計画区域.....	58
(2)	景観形成方針.....	61
(3)	景観形成基準.....	62
7	遠刈田温泉・農村集落地区	66
(1)	景観計画区域.....	66
(2)	景観形成方針.....	69
(3)	景観形成基準.....	70
8	大河原町・柴田町中心部地区	74
(1)	景観計画区域.....	74
(2)	景観形成方針.....	77
(3)	景観形成基準.....	78
9	村田町中心部地区	82
(1)	景観計画区域.....	82
(2)	景観形成方針.....	85
(3)	景観形成基準.....	86
10	川崎町中心部地区	90
(1)	景観計画区域.....	90
(2)	景観形成方針.....	93
(3)	景観形成基準.....	94
11	釜房湖周辺地区	98
(1)	景観計画区域.....	98
(2)	景観形成方針.....	101
(3)	景観形成基準.....	102
12	丸森町中心部地区	106
(1)	景観計画区域.....	106
(2)	景観形成方針.....	109
(3)	景観形成基準.....	110
第5章	届出対象行為と届出の流れ	113
(1)	届出が必要な行為（届出対象行為）	113
(2)	特定届出対象行為	115
(3)	届出手続きの流れ	115
(4)	届出の対象外となる主な行為	115